

西宮市福祉団体補助金交付要綱

(通 則)

第1条 西宮市福祉団体補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に定めるものによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 補助金は、市内の福祉団体の運営費の全部又は一部を補助することにより、福祉団体の健全な育成及び適正な運営を図ることを目的とする。

(補助対象及び補助金額)

第3条 別に定めるものを除き補助金の交付の対象となる福祉団体及び事業は、次に掲げるとおりとし、補助金の額は、市長が予算の範囲内において決定する。

- (1) 西宮市遺族会
- (2) 西宮市原爆被害者の会
- (3) 特定非営利活動法人西宮市身体障害者連合会
- (4) 西宮市ノーマライゼーション推進協議会

付 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

この要綱は、平成15年5月27日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。